

株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討（二読）（２）

第１ 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

５ １ 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化
事前の議決権の行使（事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使
（会社法第３１１条及び第３１２条）をいう。以下同じ。）がされた場合
における株主総会の決議の合理化に関し、次の【Ａ案】及び【Ｂ案】につ
いて、どのように考えるか。

１０ 【Ａ案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす
制度として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第２９８条第１
項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の
目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当
該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した
場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権
の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議
があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めるこ
とができる。

２０ (2) 株主総会の招集の決定時に定めるべき事項として、「会社法第２９８
条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合において、株主
総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定
めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加
える。

２５ (3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があっ
たものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(注) 株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議や、株主総会の目
的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣
旨の規律を設けないことを想定している。

３０ 【Ｂ案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の
行使の期限までに、事前の議決権の行使により、当該議案について議
決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主
総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の決議の方法が法令

又は定款に違反したことは株主総会の決議取消事由とならないものとする。

(補足説明)

1 第4回会議における議論の状況

第4回会議では、事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、主に事前確定型決議（概要、定款の定めがあることを前提として、株主総会の招集に際して定められた一定の時までに事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、「会議体」としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度）をたたき台として、議論がされた。

事前確定型決議については、①上場会社の株主総会においては、事前の議決権の行使により株主総会の前日までに決議の成立が事実上確定していることが大半であるにもかかわらず、当日の議事運営次第で株主総会の決議取消事由が生じ得ることから、上場会社に過大なコストが生じていることなどを理由として、その創設を支持する意見が多数あった一方で、②株主総会を開催しないことを可能とすることについては、これによりガバナンスが後退するとみられる可能性が高いことなどを理由として、少なくとも株主総会を全く開催しない制度を創設するのは時期尚早であるとの意見も多数あり、意見が分かれた。

もっとも、上記①の意見においても、当日の議事運営次第で株主総会の決議取消事由が生じ得ることは大きなリスクであるが、そのおそれのない株主総会を開催することは妨げないということが考えられるとの指摘があり、上記②の意見においても、株主総会が緊張感のある対話の場であることは重要であるが、小さな瑕疵があることをもって株主総会の決議取消事由となることを望んでいるわけではないとの指摘があったように、今回の見直しで解決すべき主な問題点は、株主総会の開催自体の負担ではなく、事前の議決権の行使により株主総会の決議の成立が事実上確定しているにもかかわらず当日の議事運営次第で株主総会の決議取消事由が生じ得る点にあるとも思われたところである。

2 検討の方向性

前記1のとおり、事前の議決権の行使により株主総会の決議の成立が事実上確定しているにもかかわらず当日の議事運営次第で株主総会の決議取消事由が生じ得る点が解決すべき問題であるとする、そのための方向性としては、第4回会議でも指摘があったとおり、①事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、株主総会の決議

があったものとみなす（他方で、株主総会の開催自体は必須とし、株主総会における株主の質問に対する説明や報告事項の報告は必要とする）こと、②事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、株主総会の決議取消事由を限定すること、③事前の議決権の行使が
5 された結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、株主総会の議長の宣言により、株主総会の決議があったものとみなすことが考えられる。

3 【A案】について

(1) 規律の概要

【A案】は、前記2の①の方向性に基づき、事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、第4回会議における議論を踏まえ、事前確定型決議の規律内容を修正したものであり、株主総会の決議があったものとみなされた場合であっても、株主総会は開催しなければならないものとし、当該株主総会において、株主の質問に対する説明、報告事項の報告、株主総会の決議があったものとみなされた旨の報告等をする制度としている。
10
15

なお、【A案】による決議の成立時点は、事前の議決権の行使の期限（会社法第311条第1項及び第312条第1項並びに会社法施行規則第63条第3号ロ・ハ、第69条及び第70条）を経過した時とすることを想定している。

そして、【A案】による決議が成立した場合には、株主総会よりも前の時点で決議が成立している以上、当日の議事運営によって株主総会の決議取消事由が生ずることはないことを想定している。
20

【A案】については、株主総会が株主による質問や取締役による報告の場となり、株主は株主総会当日の審議を踏まえて議決権の行使をすることができなくなる点が特に問題となり得るものと考えられる。当日の審議を踏まえて議決権の行使をする機会が保障されるという株主の利益を考慮するのであれば、そのような株主の利益を放棄することについて株主の意思を問うために、定款の定めを要件とすることが考えられ、これによって【A案】の規律の許容性が認められると考えることの可否が問題となる。
25
30

(2) 個別の要件

【A案】が定款の定め及び決議要件の充足を要件としていることは、事前確定型決議と同様である。

なお、【A案】は、第4回会議でも指摘があったとおり、定款の定めを要件としていることを踏まえ、株主総会ごとに株主の意思を問う必要はないとの考え方にに基づき、事前確定型決議とは異なり、当該定款の定め
35

に従い株主総会の決議があったものとみなすことについての株主の同意は不要としている。もっとも、第4回会議でも指摘があったとおり、株主が事前の議決権の行使により株主総会の決議が成立し得ることを認識した上でその行使をすることができるように、【A案】(2)に掲げる事項を定めたときは、当該事項を議決権行使書面の記載事項に加えることが考えられる。

また、株主総会が株主による質問や役員等による報告等の場として存続することを踏まえ、決議の対象となる議案の限定も設けていない。

さらに、【A案】は、当日の議事運営によって株主総会の決議取消事由が生じ得るという問題に対処することをその趣旨とするため、株主総会の決議取消しの対象とならない議案を否決する旨の決議や報告事項に関する報告については同趣旨の規律を設けないことが考えられることから、その旨を注記している。

(3) 具体的な手続

【A案】の手続としては、【A案】の決議が行われることについて招集の決定及び通知事項としている。

また、【A案】では、株主総会の決議があったものとみなされた場合であっても、株主総会は開催しなければならないものとし、当該株主総会において、株主の質問に対する説明（会社法第314条）、報告事項の報告、株主総会の決議があったものとみなされた旨の報告（【A案】(3)）等がされるものとしている。なお、第4回会議でも示唆があったとおり、株主総会の決議が既に成立している以上、この場合における株主の質問は、現行法のように株主総会の決議のための審議として行われるものではなく、会社と株主の間のコミュニケーションのために行われるものとなると考えられる。

(4) その他

【A案】については、その規律の適用対象となる会社の範囲として、書面又は電磁的方法による議決権の行使がされる会社であれば非上場会社であっても含まれるとするか（取締役会設置会社以外の株式会社も含まれるとするか）、上場会社に限るべきかなどの点も検討する必要があるものと考えられる。

4 【B案】について

(1) 規律の概要

【B案】は、前記2の②の方向性に基づき、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限を経過した時まで、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することが

できる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したこと（会社法第831条第1項第1号）は、株主総会の決議取消事由とならないものとするものである。

5 (2) 許容性及び具体的な要件

【B案】については、第4回会議でも指摘があったとおり、現行法の裁量棄却制度との整合性を含めて、その許容性が認められるかを検討する必要があると考えられる。

まず、【B案】では、株主は、株主総会当日、事前の議決権の行使と異なる内容の議決権の行使ができるという点に変更はないにもかかわらず、事前の議決権の行使の期限における株主総会の決議の要件の充足をもって「株主総会より前に決議の結果が決まっている」とみること（それを前提として株主総会の決議取消事由を限定すること）の許容性が問題となり得る。

また、現行法においては、株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合において、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、株主総会の決議取消しの請求を棄却することができるとされているが（会社法第831条第2項。裁量棄却制度）、違反する事実が決議に影響を及ぼさない場合であっても、違反する事実が重大でないとはいえないときは、裁量棄却は認められない。その趣旨は、株主総会の決議の方法に重大な瑕疵がある場合にまで、単にその瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないとの理由のみをもって、決議取消しの請求を棄却し、その決議をなお有効なものとして存続させることは、株主総会の決議の方法を厳格に規制して株主総会の適正な運営を確保し、もって、株主及び会社の利益を保護しようとしている会社法の規定の趣旨を没却することになる点にあるとされている（最判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁）。【B案】による場合には、株主総会の決議の方法に関する「違反する事実が重大」であるときであっても、株主総会の決議取消事由とならないこととなるため、裁量棄却制度との整合性も問題となり得る。

なお、【B案】の規律の対象となる事由について、単に「株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したこと」とするのでは広すぎると考える場合には、例えば、取締役等の説明義務の違反及び株主総会における株主の提案（動議）の取扱いに係るものなど、一定の範囲に限定することが考えられる。

また、株主総会の決議の方法が著しく不公正なとき（会社法第831

条第1項第1号)についても株主総会の決議取消事由とならないとする
ことも考えられるが、株主総会の決議の方法が著しく不公正な場合にま
で株主総会の決議取消事由とならないとする必要性及び許容性は小さい
とも考えられることから、【B案】では、当該場合については株主総会の
決議取消事由として維持することとしている。

(3) その他

【B案】についても、その規律の適用対象となる会社の範囲として、
書面又は電磁的方法による議決権の行使がされる会社であれば非上場会
社であつても含まれるとするか（取締役会設置会社以外の株式会社も含
まれるとするか）、上場会社に限るべきかなどの点も検討する必要がある
ものと考えられる。

5 議長の宣言による株主総会の決議の成立

【A案】及び【B案】のほか、前記2の③の方向性に基づき、議長の宣
言による株主総会の決議の成立を可能とする規律として、例えば、「株主総
会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限まで
に、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使すること
ができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満た
した場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案
を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。」旨の規律を創設す
ることも考えられる（その上で、議長は、株主総会の冒頭でこのような宣
言を行うことが考えられる。）。

もっとも、近時、このような議長の宣言も現行法の解釈として可能であ
るとの見解がみられるが、当該見解を採る場合であつても、議長の宣言後
の説明義務違反等の瑕疵が株主総会の決議取消事由となり得るという考え
方がある。そうすると、上記の規律を創設したとしても同様に解釈される
可能性があり（株主総会の決議取消事由が生じ得るという問題を回避する
ためには、結局【B案】等の規律が必要となる。）、あえて上記の規律を創
設する必要性は乏しいとも考えられることから、この方向性については、
本文に記載することとはしていない。

2 書面決議制度の見直し

書面決議制度について、次の規律を設けるものとするので、どうか。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主
（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。以下2
において同じ。）に対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のい
ずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつ

たものとみなす。ただし、当該通知を発した日から１週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

(1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の１０分の９（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。

(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

（注）報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

（補足説明）

1 第４回会議における議論の状況

第４回会議では、株主総会の書面決議制度（会社法第３１９条第１項）において必要とされる株主の全員の同意の要件の緩和に関し、総株主の議決権の１０分の９以上の議決権を有する株主が提案に同意し、かつ、その他の株主の反対がない場合にも書面決議を可能とすることを例示して、議論がされた。

その結果、このような見直しは所在不明株主の問題の解決を先送りにすることや、株主総会の開催に要する１週間を待てないほどの緊急事態の経験はなく立法事実は乏しいことなどを理由として、慎重な意見が複数あったものの、スタートアップを含め非公開会社では一部の株主と連絡が取れない場合に機動的な意思決定が行えないという問題があり、機動的な意思決定を可能とする必要があること、株主が１名でも反対すれば書面決議をすることはできないため、問題は少ないことなどを理由として、見直しに賛成する意見が多数あった。

2 本文について

本文では、第４回会議における議論の状況や、所在不明株主については別途解決をするべき問題であるとも考えられることから、前記１で例示した案を具体化した規律を提案している。

具体的な要件としては、株主の全員の同意がある場合と実質的に同等であることを確保するため、①取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）に対して通知をすること、②当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の１０分の９（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたこと、③当該通知を発した日から1週間以内に異議を述べた株主がないことを必要としている。

本文では、株主の意思の表明までの準備期間として、異議を述べる
ことができる期間を「通知を発した日から1週間以内」としている。これは、
5 株主総会の招集の通知については株主に株主総会への出席の準備の機会を
与える趣旨で発信期限が法定されており、本文の制度の主な利用者として
想定される非公開会社においては、当該発信期限は原則として株主総会
の日の1週間前とされている（会社法第299条第1項括弧書）ことを参考
にしたものである。他方で、非公開会社においても、書面による議決権行
10 使がされる場合には、株主総会に出席しない株主に株主総会参考書類など
の書面だけの情報によって議決権の行使をする株主の十分な考慮期間を設
けるために株主総会の招集の通知の発信期限が株主総会の日の2週間前と
されていること（同項括弧書）との平仄を重視して期間を「2週間以内」
とすることや、機関設計によって期間を分けることなども考えられる。異
15 議を述べることができる期間を長くすれば株主の熟慮期間の確保につな
がる一方で、会社の意思決定の機動性が損なわれ、又は株主総会の決議取
消事由が生じ得る不安定な期間が延びることにもつながるため、これらのバ
ランスを踏まえた検討が必要となると考えられる。

また、本文(2)では、当該提案につき総株主の議決権の10分の9以上の
20 議決権を有する株主をもっても株主総会の決議の要件を満たさない場合
があり得る（例えば、定款によって特別決議の要件を加重している場合や、
総株主の半数以上という頭数要件のある会社法第309条第4項に規定す
る決議等）ことを踏まえ、その場合には、株主総会の決議の要件を満たす
必要があることも要件としている。

25 なお、本文では、株主の全員の同意がある場合と実質的に同等であるこ
とを確保するための要件を設けていることから、定款の定めを要件として
いないが、第4回会議でも指摘があったとおり、その当否を含め、そのほ
かに設けるべき要件がないかについても検討する必要があると考えられる。

3 決議の成立時点と株主の異議の関係

30 本文の規律を設ける場合には、本文(1)及び(2)の要件を満たした後に、
株主から異議が述べられた場合の法律関係について検討する必要がある
（例えば、提案の通知の発信日に本文(1)及び(2)の要件を満たしたものの、
その5日後に少数の議決権を有する株主から異議が述べられるという事例
があり得る。）。

35 この点については、①本文(1)及び(2)の要件を満たした時に株主総会の
決議があったものとみなされ、株主から異議があったことは株主総会の決

議取消事由（株主総会の決議の方法の法令違反）となるにとどまるという考え方と、②株主の異議申述期間である提案の通知の発信日から1週間が経過した時に株主総会の決議があったものとみなされるのであり、その時点で要件を欠く場合には株主総会の決議があったものとみなされないという考え方があり得ると考えられる。①については、株主の異議という株主総会の決議が成立した後の事情が株主総会の決議取消事由となると考えるものであるところ、このような考え方を採ることが可能か（本文ただし書のような明文の規定があれば可能か）という問題がある一方で、②については、株主の異議申述期間が経過するまで株主総会の決議が成立しないため、機動的な意思決定という趣旨は一定程度損なわれるという問題がある。

4 注記について

株主総会の決議について本文の規律を設ける場合には、株主総会に報告すべき事項の報告についても同様の規律を設けることが考えられることから、その旨を注記している。

5 社債権者集会について

なお、株主総会の書面決議制度と同様に、社債権者集会に関しても議決権者の全員の同意によりその決議があったものとみなす制度があり（会社法第735条の2）、この点についても本文と同様の見直しをすることや、機動的な社債権者集会の決議を重視して社債権者に異議申述権を認めずに多数決による決議を可能とすることについて、その立法事実の有無等を含めて検討することも考えられる。

3 キャッシュ・アウトの手続の見直し

(1) 株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者として、総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含めるものとするについて、どのように考えるか。

(2) 株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」について、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定できる旨の見直しはしないものとするので、どうか。

（補足説明）

1 本文(1)について

(1) 第4回会議における議論の状況

第4回会議では、特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配

株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げるについて、企業にはM&Aをできる限り速やかに完了させたいというニーズがあることや、株主総会の決議が確実に成立することが分かっている場合には、株主総会の決議を要求することで少数株主の保護に資するというのは通常は考え難いことを理由として、これを支持する意見が複数あった一方で、これに反対する意見が多数あった。その理由としては、株主総会は少数株主の意見表明の場として重要であること、一方的なキャッシュ・アウトは株主に対する影響が大きいこと、本来は株主総会の特別決議でキャッシュ・アウトが認められる合理性を検討すべきであること、議決権保有割合を引き下げ、かつ、複数の株主の議決権の合算を認めると、例えば、非公開会社において株主間で対立が生じたときに、株主総会の決議を経ることなく多数派が少数派を締め出すという形でも利用することができ、弊害が大きいことなどが挙げられていた。

このように意見は分かれたが、「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を一律に10分の9から3分の2に引き下げるのではなく、適用範囲を限定した上で引き下げるということが考えられるという折衷的な意見も複数あった。具体的には、公開買付けをした後でキャッシュ・アウトをするといういわゆる2段階買収において、買収者が公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上10分の9未満を取得した場合には、キャッシュ・アウトの帰すうが明らかであるにもかかわらず株主総会の決議が必要となるが、これによりキャッシュ・アウトによる金銭の交付時期が遅れてしまうため、1段階目の公開買付けに一種の強圧性をもたらすという弊害があることから、これを是正する目的で、公開買付けを前置して行われるキャッシュ・アウトに限り、特別支配株主となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げるべきであるとの意見があった。

(2) 制度の概要及びその許容性

本文(1)では、第4回会議における議論の状況を踏まえ、公開買付けを前置して行われるキャッシュ・アウトに限定して、「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げるについて、問題提起をしている。

本文(1)の規律を設けるに当たっては、株主総会の決議を経ることなくキャッシュ・アウトが行われることについて、株主の利益保護の観点からの許容性について検討する必要があると考えられる。

本文(1)の規律を設ける趣旨は、第4回会議でも指摘があったとおり、

買収者が公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上10分の9未満を取得した場合には、キャッシュ・アウトのために株主総会の決議が必要であることに伴って金銭の交付時期が遅れることとなり、1段階目の公開買付けに一種の強圧性をもたらすという弊害が生じてしまうため、
5 そのような弊害を是正する点にある。他方で、第4回会議では、キャッシュ・アウトの帰すうは変わらないとしても、株主総会は少数株主の意見表明の場として重要であるとの意見もあったところである。

そこで、公開買付けの強圧性が排除されるという株主の利益と、株主総会における審議の場が確保されるという株主の利益とで、いずれを優先すべきかを検討する必要があると考えられる。
10

(3) 具体的な要件について

本文(1)では、「特別支配株主」に該当するための具体的な要件として、「公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者」としており、その他の要件を定めていない。もっとも、本文(1)の規律を設ける趣旨を、キャッシュ・アウトによる金銭の交付時期が遅れることにより公開買付けに強圧性が生ずるという弊害を是正する点に求めるとすれば、典型的に強圧性が認められるような公開買付け（公開買付けが成功すると、公開買付けに応募しなかった株主が応募した場合よりも不利に扱われることが予想されるときは、株主の公開買付けに応募するか否かの判断が不当に歪められ、買付価格に不満のある株主も事実上公開買付けに応募するように圧力を受けるような場合）については適用対象外とするべきであるとも考えられ、そのような観点から必要な要件を検討する必要がある。
15
20

例えば、典型的に強圧性が排除されていると評価することができる公開買付けに限定する趣旨で、①キャッシュ・アウトを行うことを前提とする公開買付けに限定すること（公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求によりキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることなど）、②公開買付けから株式等売渡請求までの期間を限定すること（公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上を有することとなつてから一定期間内〔例えば、2週間以内〕の者に限定するなど）、③公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に少数株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでない場合に限定することなどが考えられる。
25
30

なお、第4回会議では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定された公開買付け（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主が保有
35

する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの)に限定することも考えられるとの意見があったが、常にマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとの指摘があること（経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」（2019年6月28日））にも留意する必要があると考えられる。

(4) その他の検討事項

いわゆる2段階買収における1段階目の取引については、公開買付けのみにより行われる場合だけでなく、例えば、①対象会社から株式の割当てを受ける場合、②公開買付けを実施した後に対象会社から株式の割当てを受ける場合、③公開買付けによる対象会社の自己株式取得（いわゆる自社株TOB。金融商品取引法第27条の22の2及び会社法第165条）による場合（買収者による公開買付けと自社株TOBとを組み合わせる場合を含む。）など、様々な取引がある。本文(1)の規律によれば、①及び②は適用対象に含まれない一方で、③は適用対象に含まれるが、これらの①から③までの場合を適用対象とするか否かを含め、検討する必要があるものと考えられる。

また、いわゆる2段階買収における2段階目の取引については、現行法上、議決権保有割合が10分の9以上である場合の方法として、特別支配株主の株式等売渡請求だけでなく、現金対価での略式合併や略式株式交換もあり得るところ、これらについても同様の見直しをするかについて検討する必要がある。

2 本文(2)について

第4回会議では、株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に関し、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することについては、企業にはM&Aをできる限り速やかに完了させたいというニーズがあることを理由として、これを支持する意見があった一方で、複数の株主の議決権を合算する場合には、複数の株主のうちどの株主がどの株式を取得するのかをどのように確定するのかなどを含め、規定の整備が容易ではないことや、前記1(1)のとおり、特別支配株主の株式等売渡請求は非公開会社にも適用があるところ、その適用範囲を変えないまま必要な議決権保有割合を引き下げ、かつ、複数の株主の議決権の合算を認めると弊害が大きいことなどから、これに慎重な意見が複数あった。

本文(2)では、第4回会議における議論の状況や、株式等売渡請求の制度は、機動的なキャッシュ・アウトにより単独株主となることを認めるための制度であるとされていることを踏まえ、見直しをしないことを提案して

いる。

(後注) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、米国（デラウェア州一般会社法）では、キャッシュ・アウトの主な方法として、①金銭を対価とする合併（long-form merger）による方法（合併契約について対象会社の株主総会の承認が必要である。）や、②買収者が対象会社の発行済株式の90%以上を有する場合に、対象会社の株主総会の承認を経ることなく合併をすることができる略式合併（short-form merger）があるほか、③買収者が対象会社の発行済株式の90%以上を有していない場合であっても、次の(i)から(vi)までの要件を全て満たしたときには、対象会社の株主総会の承認を経ることなく合併をすることができる中間略式合併（intermediate-form merger）がある。

(i) 対象会社の株式が、合併契約の直前の時点において国法証券取引所に上場され、又は2000名を超える株主に保有されていること。

(ii) 合併契約において、intermediate-form mergerの方法により（デラウェア州一般会社法第251条第h項に基づいて）合併を行う旨、及び、公開買付けの完了後できる限り速やかに合併を実行しなければならない旨が明示的に規定されていること。

(iii) 買収者が、合併契約の規定に従い、合併契約の承認又は拒否について議決権を有する対象会社の発行済株式の全部を対象として公開買付けを完了すること。

(iv) 公開買付けの完了後に買収者が有している対象会社の株式が、デラウェア州一般会社法及び対象会社の定款により合併契約の承認に必要とされる割合以上であること。

(v) 公開買付けを完了した者が合併契約に基づいて対象会社と合併すること。

(vi) 合併においてキャッシュ・アウトされる株式が、合併に際して、1段階目の公開買付けにおける対価と同じ対価に転換されること。

イギリス、ドイツ、フランスでも、一定の要件を満たした場合にキャッシュ・アウトが認められているものの、いずれの国でも、買収者が保有する持分又は議決権の割合が90%以上必要であり、米国（デラウェア州一般会社法）の①long-form mergerや③intermediate-form mergerのような方法によるキャッシュ・アウトは認められていない。

第2 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】及び【B案】について、どのように考えるか。

【A案】議決権数の要件を廃止するものとする。

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数〔例えば、1000個〕まで引き上げるものとする。

（注）定款の定めを要件とする規律（【A案】と組み合わせて、定款の定めにより議決権数の要件を排除することができるものとする、又は、【B案】と組み合わせて、定款の定めにより更に議決権数の要件を一定の個数まで引き上げることができるものとする。）を設けることも考えられる。

（補足説明）

1 第4回会議における議論の状況

第4回会議では、取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）の見直しに関し、①議決権数の要件を廃止して議決権保有比率（総株主の議決権の数に対する株主が有する議決権の数の割合）のみを要件とするべきであるとの意見、②近年の投資単位（一売買単位当たりの価格）の引下げの状況を踏まえて、議決権数の要件における「300個」の個数を引き上げるべきであるとの意見、③議決権数の要件について、定款の定めによる引上げを認めるべきであるとの意見、④議決権数ではなく、株式の市場価格などの金額を基準とするべきであるとの意見など、多岐にわたる意見があった。なお、近時の公表された調査研究（注）の存在を指摘し、その結果によれば、議決権保有比率1%未満の株主の提案は、同比率1%以上の株主の提案に比して可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にあることが示されており、このような実態も踏まえて検討するべきであるとの意見も複数あった。

（注）佐伯次郎＝得津晶「上場会社の株主提案権行使データからみる株主提案権制限の可能性」旬刊商事法務2396号（2025年）23頁。この調査研究によれば、平成22年4月から令和6年6月までの間に株主提案権が行使された2101件（提案株主の議決権数が明らかでない事例や異常値を示した事例は除外されている。）において、議決権保有比率1%未満の株主（300個以上という議決権数要件のみを満たす株主）による提案については、提案株主以外の株主の賛成率の平均値が7.9%であるのに対し、議決権保有比率1%以上の株主による提

案については、提案株主以外の株主の賛成率の平均値が21.9%であったとされている。また、現行法上、株主総会において総株主の議決権の10%以上の賛成を得ることができなかった議案については、その後3年間実質的に同一の議案を提出することができないところ（会社法第305条第6項）、議決権保有比率1%未満の株主の提案のうち76.9%は、総株主の議決権の10%以上の賛成を得られていない一方で、議決権保有比率1%以上の株主による提案については、総株主の議決権の10%以上の賛成を得られていないのは12.0%にとどまるとされている。なお、上記の2101件のうち、議決権保有比率1%未満の株主による提案が1317件（約62.7%）、議決権保有比率1%以上の株主による提案が784件（約37.3%）であったとされているほか、議決権保有比率1%未満の株主による提案が可決された事例は1件であるとされている。

2 【A案】について

【A案】は、前記1の①の意見を踏まえ、議決権数の要件を廃止する案である。

第4回部会では、議決権数の要件を廃止するべきであるとの意見が多数あり、その理由としては、300個の議決権を有することの意味合いは、議決権の総数次第で大きく異なり、上場会社か非上場会社かによっても全く異なるため、一律に300個の議決権を要件とするのは不合理であることや、議決権数の要件を設けた趣旨は、株主（特に個人の株主）に対して会社とのコミュニケーションの手段や機会を与える点にあるとされているが、制度が創設された昭和56年当時に比して会社と株主の間のコミュニケーションの手段は豊富になっており、現在では株主提案権を会社と株主の間のコミュニケーションの手段と捉えることには無理があることなどが挙げられていた。

他方で、第4回会議では、議決権数の要件を廃止する場合には、制度趣旨を大きく変えてしまうことを理由として、これに反対する意見も複数あった。前記1の注記の調査研究によれば、議決権保有比率1%未満の株主による提案が約6割を占めるとされているところ、議決権数の要件を廃止する場合には、この約6割を占める株主提案が認められないこととなり、株主の権利行使の機会に大きな影響を及ぼすことを考慮する必要があると考えられる。また、議決権保有比率1%未満の株主による提案が可決された事例が1件あることも踏まえると、第4回会議でも指摘があったとおり、議決権数の要件の廃止ではなく、「300個」という基準値の見直しについて検討するべきとの考え方もある。

3 【B案】について

【B案】は、前記1の②の意見を踏まえ、議決権数の要件自体は維持しつつ、具体的な個数を「300個」から引き上げる案である。

第4回会議では、近年の投資単位の引下げの状況を踏まえて、「300個」を一定の個数まで引き上げることを支持する意見が多数あった。

具体的な個数については、参考資料10によれば、昭和56年当時の東京証券取引所市場第一部における投資単位は約41万円（令和6年時点の貨幣価値に換算すると約45万円から約58万円）であり、令和7年6月末日時点の東京証券取引所プライム市場の投資単位の平均値は約28万円であるところ、昭和56年当時の投資単位を前提とした議決権数300個は、現在の投資単位を前提とすると441個に相当するため、例えば、「300個」を「500個」に引き上げることが考えられる。

もっとも、第4回会議では、投資単位の引下げの状況を踏まえて議決権数の要件の見直しを検討する際には、投資単位の平均値のみならず、上場会社における投資単位の分布を踏まえることが重要であるとの指摘があった。東京証券取引所の「少額投資の在り方に関する勉強会報告書」（令和7年4月）によれば、投資単位の引下げの要請が始まった平成2年の時点においては、上場会社全体のうち、投資単位が100万円以上の会社が77%以上を占めており、投資単位50万円以上100万円未満の会社を含めると99%以上を占めていた一方で、令和7年9月末時点においては、全上場会社3778社のうち、投資単位が50万円未満の会社が3529社（約93.4%）を占めており、50万円以上100万円未満の会社は204社（約5.4%）、100万円以上の会社は45社（約1.2%）である。さらに、上記の報告書によれば、個人投資家の求める投資単位の水準は10万円程度であるとのアンケート結果があり、これも考慮して各社が投資単位の水準や引下げに向けた方策を自発的に検討していくことが重要であると指摘されていることも踏まえると、今後更に投資単位の引下げが進むことを考慮するべきであるとも考えられる。このような事情も踏まえ、第4回会議では、「300個」を「1000個」や「1500個」に引き上げることが望ましいとの意見が複数あったところである。

4 定款の定めを要件とする規律（注記）について

第4回会議では、議決権数の要件について、定款の定めによる引上げを認めるべきであるとの意見（前記1の③の意見）が多数あった。この意見については、一定の議決権数の要件を定めることを前提として、定款の定めにより更に一定の個数まで引き上げることができるという趣旨のものが多かったが、定款で引き上げる上限を総株主の議決権の100分の1に相当する個数とすれば、実質的には定款の定めにより議決権数の要件を排除

することができるという趣旨ともなり得ることから、【A案】及び【B案】のいずれかを代替又は併用することができることを想定して、定款の定めを要件とする規律を設けることも考えられる旨を注記している。

この点については、株主提案権という少数株主の権利行使の要件を、多数株主の意向に基づいて定款によって定めることができることの許容性を検討する必要があるものと考えられる。第4回会議でも、株主の権利の縮小につながるため、慎重に考えるべきであるとの意見があった。

他方で、株主提案権は、個々の株主が有する権利ではあるものの、株主総会において審議される事項として株主全体の利益にも関わるものであるため、個々の株主の権利保護の観点のみならず、株主の共同の利益保護の観点からも検討されるべきものであるとも考えられることや、現に前記1の注記の調査研究によれば、議決権保有比率1%未満の株主の提案のうち、76.9%は総株主の議決権の10%以上の賛成を得ることができていないという実態があることなどを踏まえると、議決権数の要件を一定の上限まで引き上げることにについて、定款自治に委ねることも許容され得る。その上限については、例えば、総株主の議決権の100分の1に相当する個数とすること（上記のとおり、この場合には、実質的に定款の定めにより議決権数の要件を排除することができることを意味する。）や、「1000個」や「2000個」など、一定の個数を定めることなどが考えられる。

5 その他の意見について

第4回会議では、議決権の個数ではなく、一定の株式の市場価格などの金額を基準とするべきであるとの意見（前記1の④の意見）も複数あった。

もっとも、株式の市場価格を基準とすると、日々の市場価格の変動によって株主提案権を行使するために必要な議決権数も変動するため、株主の予測可能性が低下することなどから、株主に対する不利益が大きいとも考えられる。また、第4回会議では、金額を基準とすると、富裕層にしか株主提案権を認めないのかとの議論が生ずるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの意見があったことも踏まえ、この考え方については、本文には記載しないこととしている。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）の見直しについて、現行法の下においてその見直しを正当化するに足る不都合が現に生じているか。

(補足説明)

第4回会議では、株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、電子提供措置開始日までの限られた期間の中で、株主提案権の行使要件を充足しているかの検討、提案株主との調整、提案に対する取締役会の意見の検討・作成などの実務対応を行う必要があり、実務上極めて大きな負担となっているなどの理由から、その見直しをするべきであるとの意見が多数あった。

もっとも、現行法の下において実務上生じている負担の具体的内容は、必ずしも明らかでない。第4回会議では、株主総会の日から8週間前までという期限は適切であるとの意見や、行使期限の見直しを検討するに当たっては、実務上生じている負担の具体的内容や、具体的なスケジュールに照らしてどのような不都合が生じているかについて、資料やデータに基づき明らかにする必要があるとの意見が多数あった。

そこで、本文では、第4回会議における議論の状況を踏まえ、株主提案権の行使期限について、現行法の下においてその見直しを正当化するに足りる不都合が現に生じているかを問題提起している。

3 業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出の制限

業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについて、このような見直しをしないものとするので、どうか。

(補足説明)

第4回会議では、業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについて、業務執行事項が定款に定められると機動的かつ柔軟な経営判断が困難となり、ひいては株主の利益を害することにもなるため、これを支持する意見が複数あった。

もっとも、これに対しては、何が業務執行事項に当たるかは必ずしも明確ではなく、業務執行事項に係る定款変更に関する議案の提出を制限する規律を設けても、その実効性を確保することは困難であることや、この点に関する議論はこれまで何度もされてきたが上記の理由から実現しておらず、その状況は現在も変わらないと考えられることなどを理由として、これに反対する意見が複数あった。

そこで、本文では、第4回会議における議論の状況を踏まえ、業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについて、このような見直しをしないことを提案している。

第3 その他

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者（以下「2項調査者」という。）制度の見直しとして、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする
5 ることについて、どのように考えるか。

(1) 取締役会設置会社において動議により決議をすることができる株主
総会の目的である事項から、2項調査者の選任を除外する。

(2) 株主に提供される情報に関する規律

10 ア 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、次の①から④までの事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、次の①から④までの
15 事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

① 提案の理由

② 調査の目的である事項

③ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注1）

20 ④ 次の㊦又は㊧に掲げる区分に応じ、当該㊦又は㊧に定める事項

㊦ 報酬等のうち額が確定しているもの その額

㊧ 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

25 イ アの場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、アの規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない（注2）。

(3) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。

（注1）法務省令で定める事項は、例えば、次の事項とすることが考えられる。

30 (i) 候補者の氏名、生年月日及び略歴

(ii) 株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

(iii) 就任の承諾を得ていないときは、その旨

35 (iv) 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

（注2）株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合にも、

(2) アの①から④までと同様の事項を株主に通知しなければならない旨の規律を設けることも考えられる。

(補足説明)

1 見直しの方向性

第4回会議では、2項調査者制度について、①動議による選任が不意打ちとなるおそれ、②独立性・中立性が担保されていないこと、③機密情報の外部流出・不正利用のおそれ等の懸念が指摘されているところ、実際に制度の濫用のおそれがあるのか、そのおそれがあるのであれば、どのような対応をとるべきであるのかについて、議論がされた。

その結果、見直しの方向性としては、株主総会で選任され、業務監査権限を有する監査役等に加えて2項調査者の選任を認めることは、ガバナンスに混乱をもたらし得るため、制度自体を廃止するか、会社法第358条に規定する検査役制度に統合するべきであるとの意見もあったものの、制度自体を直ちに廃止することには否定的な意見が多数あった。その理由としては、2項調査者制度の濫用のおそれが具体化しているとはいえない一方で、不正の疑いがある会社が第三者委員会等を用いて恣意的な調査を行うおそれへの対抗手段として機能し得ることなどが挙げられていた。

また、具体的な見直しの内容としては、⑦動議による選任を禁止するべきであるとの意見、④選任に当たって株主に提供される情報に関する規律を設けるべきであるとの意見、⑤役員に関する規律の一部を2項調査者にも及ぼすべきであるとの意見、⑥調査結果の報告に関する規律を設けるべきであるとの意見などがあった。これらの意見は、上記①の動議による選任が不意打ちとなるおそれに対応するものが上記⑦、上記②の独立性・中立性が担保されていないことに関するものが上記④、上記③の機密情報の外部流出・不正利用のおそれに対応するものが上記⑤及び⑥であると整理することができるように思われる。

第4回会議における議論の状況を踏まえると、2項調査者制度については一定の意義が認められる一方で、これを直ちに廃止するまでの濫用のおそれが具体化しているとはいえないように思われる。そこで、本文では、2項調査者制度を維持することを前提として、上記①から③までの懸念に対応する規律案を提示している。

2 動議による選任の禁止（本文(1)）

第4回会議では、動議による2項調査者の選任を禁止するべきであるとの意見が多数あった。その理由としては、2項調査者の選任議案は、事前に株主に提供された候補者に関する情報を踏まえて、各株主においてその

賛否を判断すべき議案であり、株主総会当日の動議に基づいて出席した株主のみによって決議するのは適切でないことなどが挙げられていた。

そこで、本文(1)では、動議による2項調査者の選任を禁止することとしている。

5 なお、第4回会議では、動議による2項調査者の選任を禁止する場合には、会社法第297条（株主による招集の請求）の規定により招集された株主総会に限定する必要はないとの指摘があった。もっとも、典型的に必要性が高い場面として、株主が株主総会における意思決定のイニシアティブをとる、株主による招集の請求による株主総会を前提とする現行法の規律も不合理でないようにも思われるため、この点で現行法を見直す必要性及び許容性について検討する必要があるものと考えられる。

3 株主に提供される情報に関する規律（本文(2)）

15 第4回会議では、2項調査者は、裁判所が選任する会社法第358条に規定する検査役と異なり、株主総会の決議によって選任されるのであるから、その選任手続の公正性を担保するために、候補者に関する情報を提案株主に開示させる旨の規律を設けるべきであるとの意見が多数あった。

20 このような規律については、現行法上、例えば役員の選任に関する議案を株主が提出する場合であっても、候補者の経歴等の特定の事項を株式会社へ通知する義務はないこととの平仄が問題になるように思われる。この点については、①2項調査者は、役員と比較して、その資格要件、権限、義務、責任などについての規律が限定的であることを踏まえると、その選任に関する株主総会の決議における公正性を担保する必要性が高いという考え方や、②常設の機関である役員の選任と異なり、候補者の適格性よりも、2項調査者による調査の必要性があるかどうか賛否を決める上で重視される事項となり得るため、候補者の適格性を確認することを制度的に保障する必要性が高いという考え方があり得るように思われる。

30 そこで、本文(2)では、2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する提案株主に、2項調査者の選任に関する議案について一定の事項を取締役に通知する義務を課している。その上で、取締役が株主総会を招集する場合には取締役が、同条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合には提案株主が、当該事項を株主に通知することを義務付けることにより、当該事項が事前に株主に提供されることとしている。

35 そして、事前に株主に提供される事項として、①提案の理由、②調査の目的である事項、③候補者に関する事項、④報酬に関する事項を掲げている。このうち、②調査の目的である事項については、第4回会議において

2項調査者の権限の範囲を画するために調査目的を明確にする必要があるとの指摘があったことを踏まえて、株主に提供される事項に含めるものである。また、③候補者に関する事項としては、役員選任議案について株主総会参考書類への記載が必要となる事項を参照しつつ、候補者の生年月日等の基本的な情報のほか、株式会社又は提案株主との間の特別な利害関係等を法務省令で定めることが考えられる。さらに、④報酬に関する事項については、2項調査者の選任の適否を株主が判断するに当たっては、その費用対効果が重要な判断材料になるとも思われるため、選任議案と別個の議案でなく、選任議案について定めるべき事項の一つとしている（なお、2項調査者の選任時点においては、どのような調査がどれほど必要になるのかは必ずしも明らかでないとも思われるため、不確定金額方式により報酬を定めることも可能としている。）。

4 機密情報の外部流出・不正利用のおそれへの対応（本文(3)）

(1) 第4回会議における議論の状況

機密情報の外部流出・不正利用のおそれについて、第4回会議では、①役員の義務や責任に関する規律の一部を2項調査者にも及ぼすべきであるとの意見や、②2項調査者による調査結果の報告に裁判所や監査役の判断を介在させることにより、一定の機密情報等を保護することを可能にする手当てをするべきであるとの意見がいずれも複数あった。

(2) 役員に関する規律を2項調査者に及ぼすこと

本文(3)では、前記(1)の①の意見を踏まえて、2項調査者が、株式会社の業務及び財産の状況という機密性の高い情報にアクセスできる者であることを考慮して、監査役や検査役と同様に、特別背任罪（会社法第960条第1項）の主体に2項調査者を加えることとしている（これにより、取締役等の贈収賄罪を定める会社法第967条第1項の主体ともなる。）。

他方で、2項調査者制度は、不正の疑いがある株式会社が第三者委員会等を用いて恣意的な調査を行うおそれへの対抗手段として機能し得ることを踏まえると、株式会社の常設機関と株主との間に潜在的な対立関係がある場合に選任される者という側面を有するとも考えられる。そうすると、株式会社の常設機関である役員の義務や責任に関する規律を一律に2項調査者に及ぼすことは適切でないとも考えられ、例えば、株主代表訴訟については、株式会社の2項調査者に対する提訴懈怠のおそれが高いとはいえないと思われるため、2項調査者をその対象にする必要性は乏しいように思われる。

(3) 調査報告書に機密情報が記載されるおそれ

前記(1)の②の手当ては、調査報告書に機密情報が記載されるおそれへの対応であると考えられる。

もっとも、前記(2)の2項調査者制度の機能を踏まえると、公表すれば株式会社 に不利益を与えることになる事項であっても、株主が調査の目的である事項を判断するのに必要な情報であれば、原則として、不開示とするべきでないようにも思われるところ、この点を含めて不開示とするべき情報の範囲についてどのように考えるか整理する必要がある。

また、前記(1)の②の具体的な手当てとしては、㉗株主に対する報告に先立つ裁判所の判断を義務付ける方法、㉘監査役等の役員において不開示とするべき機密情報の範囲を判断させる方法、㉙監査役等の役員に不開示の許可の裁判所に対する申立権を付与する方法などが考えられる。もっとも、いずれの方法についても、調査結果の速やかな株主への報告の支障となりかねない上に、上記㉘及び㉙については、前記(2)の2項調査者制度の機能を踏まえると、役員は調査報告によって不利益を受け得る者であるため、不開示範囲や裁判所に対する申立権の行使について恣意的な判断を行う懸念がある。これらの点を踏まえて、前記(1)の②の手当てを行う必要性及び許容性が認められるのかについて検討する必要があるものと考えられる。

(後注) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、①米国(デラウェア州一般会社法)、②イギリス及び③フランスでは、株主総会の決議によって特定の調査目的のために業務財産を調査する者を選任する制度は存在しない。④ドイツでは、株主総会の普通決議(なお、動議による決議は許容されていない。)により、設立又は業務執行に関する事項の検査のための特別検査役を選任する制度がある。特別検査役は、公表すれば当該会社又は結合企業に重大な不利益を与えることになる事実であっても、株主総会が検査事項を判断するためにそれを知ることが必要な場合には、検査報告書に記載しなければならない。他方で、会社の重要な利益のために記載しないことが必要であり、かつ、株式法第142条第2項による不正又は法律若しくは定款の重大な違反の存在を証明するために必要でない場合には、裁判所は、取締役の申立てにより、一定の事実を報告書に記載しないことを許可しなければならないとされている。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加えることについて、具体的な必要性がないのであれば見直しをしないものとするので、どうか。

(補足説明)

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、参考資料 1 4 では、取締役及び執行役並びに監査役が総会検査役の選任の申立権者でないことによって問題が生ずるおそれのある場面として、①株主と経営陣との間に利益相反がある場合、②会計監査人が無限定適正意見を付さず、また、監査役の「承認しない」旨の意見が付された場合において、経営陣が計算書類の承認を株主総会の議案とするとき、及び③役員間に対立的状況がある場合において役員の解任が株主総会の議案となるときが挙げられている。

もっとも、①については、総株主の議決権の 1 0 0 分の 1 以上の議決権を有する株主は総会検査役の選任の申立権者であるため、実際に問題が生じているのかは明らかでない。また、②及び③については、株主総会において違法な手続が採られることを懸念する役員は自らの権限（例えば、監査役は、株式会社の監査機関として監査権限（会社法第 3 8 1 条）を有している。）に基づいてその手続を監視することができるのであり、これとは別に総会検査役を選任しなければ株主総会の状況を記録することができないのかは明らかでない。さらに、③については、解任議案の対象となる役員の保身の目的のみのために総会検査役が濫用的に選任されるおそれも否定できないように思われる。

また、第 4 回会議では、法制上は上記の見直しを検討する余地があるとの意見があった一方で、このような見直しをすることの必要性が不明確であるとの意見もあった。

そこで、上記の見直しについて、具体的な必要性がないのであれば、この点に関する見直しはしないものとすることを提案している。